

感染症対策と学校運営に関するガイドライン（都立学校）の策定について

1 目的

長期間にわたって感染症防止対策を講じながら、子供の健やかな学びの保障との両立を図ることで、学校の「新しい日常」を定着させていく。

2 主な内容

(1) 感染症予防策の徹底

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（児童・生徒等への指導）
- 毎朝検温、健康観察（児童・生徒等、保護者、教職員等の健康管理）
- 登校時の健康チェック（登校前に検温、校舎に入る前にサーモグラフィ等で再確認）
- 教室等における密集の回避（児童・生徒等同士の間隔を1～2m以上確保）
- 30分に1回以上換気、アルコールを含んだ消毒液の設置（校内環境の管理）

(2) 教育活動の再開

○段階的な教育活動の再開

混雑を避けた時差通学、オンライン学習等を活用した段階的な分散登校を実施
<都立高校の場合>

段 階	I 期 (5月26日～)	II 期 (6月1日～)	III 期 (6月15日～)
登校形態	分散登校・時差通学（出勤ピークを避けた時間帯に登下校）		
一度に集める生徒の 全生徒数に対する割合	1/6程度	1/3程度	1/2程度
在校時間	2時間程度	2.5時間程度	6時間程度
登校の日数	1日	週に1～3日程度	週に3～4日程度

○長期休業日などを活用して授業日数を確保

夏季休業日 高校：8月8日～23日 特別支援学校：8月1日～23日

○飛沫感染の可能性が高い活動は行わない

- ・歌唱、身体接触を伴う活動等は当面実施せず、年間指導計画を見直す
- ・水泳は水中感染のリスクは低いですが、健康観察と密集を避けるなどの対策が前提
- ・部活動はII期まで実施せず、III期から感染症予防策を徹底した上で実施

○支援が必要な児童・生徒等の早期発見・早期把握、心のケア

児童・生徒対象アンケートやスクールカウンセラーによる面接を実施、
個々の事情に応じた丁寧なケアを実施

○感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別の防止

感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を実施

(3) 臨時休業

○学校において感染者等が発生した場合

感染の疑いがあると判明した場合：原則、臨時休業は実施しない

感染者が判明した場合：消毒及び濃厚接触者が特定されるまで原則、当該校は臨時休業
(衛生部局(保健所を含む)と相談して対応)

感染者	措置	期間
児童・生徒等	出席停止	①感染がないと確認できるまで ②治癒するまで (医療機関又は保健所の判断に基づく)
教職員等	自宅勤務、事故欠勤等	
それ以外の学校関係者	校内への立入禁止	

○地域の感染状況が悪化した場合(第2波への備え)

地域の感染状況を踏まえながら、学校と家庭学習の配分を変えることにより対応

3 区市町村教育委員会への対応

わかりやすくポイントを記したガイドラインを区市町村教育委員会に参考送付